



言渡	平成22年12月24日
交付	平成22年12月24日
裁判所書記官	

平成22年(ワ)第266号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成22年10月26日

判 決

兵庫県尼崎市

原 告

訴訟代理人弁護士 吉田哲也  
同 青木志帆

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告 アイフル株式会社

代表者 代表取締役 福田吉孝

訴訟代理人支配人 伊藤高  
同 末松孝一

主 文

1 被告は原告に対し、金182万8858円及び内金173万9809円に対する平成21年12月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

3 この判決は仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 当事者の求める裁判

1 原告

## 主文同旨

### 2 被告

- (1) 原告の請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
- (3) 仮執行免脱宣言及び執行開始時期を判決の送達後 14 日経過後とすることの申立て

## 第2 事案の概要

### 1 要旨

本件は、被告から継続的に金員の借入れをしていた原告が、弁済金について利息制限法の制限利息で計算すると過払金が生じているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金元金 173万9809円、過払金利息 8万9049円及び過払金元金に対する最終弁済日の翌日である平成21年12月16日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求めた事件である。

### 2 前提事実（証拠を掲げていない事実は当事者間に争いがない）

- (1) 原告は、貸金業者である被告との間に、平成4年5月18日から平成21年12月15日まで、継続して金銭を借入れる取引（以下「本件取引」という。）を行っていた。
- (2) 本件取引は、別紙「利息計算書」の年月日、借入金額、返済額の各欄記載のとおりの内容で行われた。

### 3 爭点

#### (1) 本件取引は一連の取引か

(被告の主張)

ア 本件取引は、平成4年の取引開始から平成7年9月18日までの取引（以下「第1取引」という。）及び平成7年12月15日から平成21年12月15日までの取引（以下「第2取引」という。）の2個の取引に分断される。第1取引によって生じた過払金返還債務とその後の第2取引によって生じた貸付金に充当されるということはない。このように判断すべき理由は以下のとおりである。

(ア) 第1取引の終了日の返済は70万7773円という、それまでの返済金額とは全く異なる多額の返済で、当時の被告の帳簿上の残債務を全額弁済するものであった。このことは、原告に第1取引を終了させる強い意思があったことを推認させる。

(イ) 被告は、第2取引の開始時点で、顧客の住所・勤務先・年収等の属性情報、信用情報機関で得られる他社の債務状況、在籍の確認などを行った上、新たな取引における限度額・利率などを決定している。

(ウ) また、第2取引開始に当たって、被告は原告に対して新たにカードの貸与を行っている。このことは原告の受領書（乙3裏面）から明らかであって、仙台に転勤した

際にカードの再交付を受けたことがないとの原告の主張や陳述書の記載が誤っていることを示している。

新たにカードが貸与され、また、原告が被告支店に借入申込みをしたということは、従来のカードが使用できなかったからであり、第1取引が終了していることを示している。

イ したがって、第1取引は平成7年9月18日に終了したから、第1取引において発生した過払金返還請求権の消滅時効期間は同日開始したことになる。被告は平成22年3月19日の第1回口頭弁論期日に擬制陳述された答弁書において、消滅時効を援用した。

#### (原告の主張)

ア 原告は、本件取引の期間中に契約関係を解消するような手続をしたという認識はない。被告の主張する取引中断は原告が尼崎市から仙台市に転勤した際に、引越その他で儘ただしく、たまたま取引がなかったのに過ぎず、しかも中断期間は取引継続期間（第1取引のみでも3年余）と比較して圧倒的に短い3か月であって、これをもって取引が分断されると解することはできない。

イ したがって、第1取引によって生じた過払金の返還請求権の消滅時効期間が独自に進行することはないから、時効の主張は理由がない。

## (2) 悪意の受益者

(原告の主張)

### ア 特段の事情の認定基準

貸金業者が利息制限法の制限利息を超える利息を受領する場合には、みなし弁済の適用があると確信できない限り、悪意の受益者に当たる。したがって、悪意の受益者ではないと認められるのは、みなし弁済の要件が満たされることの証明が必要である。本件取引は、総取引回数が452回、取引期間約17年間という長期、多数の取引であって、僅か5回分のジャーナルの開示などで、みなし弁済の要件が満たされていると認定することはできない。

### イ 被告の従前の主張

最高裁平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁（以下「平成18年判決」という）が出る前ににおいても、被告は、過払金返還請求訴訟において、みなし弁済の主張などをするることはなかったし、仮に主張してもそれは形式的なもので、みなし弁済の要件について真剣に立証しようとするものではなかった。また、いわゆる緩和説が有力になった時点においても、リボルビング方式の場合でも、「返済期間及び返済回数」は17条書面、18条書面において、一義的・明確な方法により具体的に記載されていなければならぬとする見解が判例、学説の主

流であった。この結果、被告のリボルビング方式について、みなし弁済を認めた判決例は公刊物には全く見当らなかつたのであり、被告について特段の事情が認められることはない。

#### ウ 各書面の記載内容

##### (ア) 17条書面

乙第6号証として提出されたジャーナル写しのうち、②ないし④は、貸付けに際して交付された17条書面であるが、被告自身が説明書に「リボ契約に記載」と明記しているように、交付された書面自体には記載されていない事項が多数存在する。17条書面にこれらの事項の記載が要求されているのは、債務者が契約内容を正確に知り得るようにして後日の紛争発生を防止するためであるから、個別貸付けの度に基本契約書に当たらなければ内容が分からぬといいうのは同条の趣旨に反するものであり、17条書面の要件を満たさない。

##### (イ) 18条書面

乙第6号証の①、⑤は返済の際に交付された18条書面であるが、そこに記載された返済利息及び返済元金はみなし弁済が有効であることを前提とするもので、利息制限法に基づく引き直し計算をした場合の記載はない。

18条書面の交付が要求されるのは、債務者が自己の返

済した金員が、いくら利息に充当され、残元金の金額がいくらかを正確に把握するためであるから、みなし弁済が有効である場合についての金額のみの記載では 18 条書面の要件を満たしていない。

(被告の主張)

ア 立証の方法

貸金業者について、みなし弁済の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときは、当該貸金業者は「悪意の受益者」と推定されないとする最高裁平成 19 年 7 月 13 日第二小法廷判決・民集 61 卷 5 号 1980 頁（以下「平成 19 年判決」という。）は、期限の利益喪失特約下の支払について判示した最高裁平成 21 年 7 月 10 日第二小法廷判決・民集 63 卷 6 号 1170 頁（以下「平成 21 年判決」という。）と併せ検討すれば、特段の事情については貸金業者が立証責任を負うが、悪意の受益者と推定されるか否かについては、顧客の側が立証責任を負うとしたものである。

そして、貸金業者が悪意の受益者であると推定されるのは、当該業者が、17 条書面及び 18 条書面を交付する一般的な業務体制を構築していなかった場合に限られ、貸金業者がこのような業務体制を構築している場合には、個別

の取引についての立証を待つまでもなく、悪意の受益者とは推定されず、顧客側で個別の取引について当該貸金業者が悪意の受益者であることについて立証すべきなのである。

イ 被告が一般的な業務体制を構築していたこと

(ア) 平成2年1月22日から平成16年2月19日まで  
最高裁平成2年1月22日第二小法廷判決・民集44  
巻1号332頁は、17条書面及び18条書面について  
「法の趣旨に合致する」という表現でいわゆる緩和説を採用した。被告は、同判決が大蔵省令や銀行局長通達を含む従来の貸金業の実務が追認されたものとして、引き続き監督官庁の指導等に従って体制を整えた。

具体的には、平成14年1月からリボルビング契約の基本契約書に記載されている事項であっても、個々の貸付け時に再度記載するようにシステムを変更し、同年8月からは「返済期間及び返済回数」に準じた事項として、「最終ご返済期限」「残返済回数」「各回ご返済期日」「各回元金支払予定額」の記載を追加した。

(イ) 平成16年2月20日から平成18年1月12日  
最高裁平成16年2月20日第二小法廷判決・民集  
58巻2号475頁は、17条書面及び18条書面について、いわゆる厳格説の立場に立つことを明らかにし、最高裁平成17年12月15日第一小法廷判決・

民集 59巻10号2899頁（以下「平成17年判決」という。）も、リボルビング方式の貸付けをしたときの17条書面の記載内容について、確定的な返済期間、返済金額等を記載することが不可能な場合に、これに準ずるものを記載すべきとの判断をした。

被告は既に平成14年8月以降、記載項目を増加して、前記判決に対応するよう体制を整えている。

#### (ウ) 平成18年1月13日以降

平成18年判決において、期限の利益喪失条項が存在する場合に任意性が認められないとの判断が示されたが、最高裁において一定の判断がなされても、それが確定した判例になるか否かは相当の期間を待たなければ判明しないし、判例の内容を理解するためには最高裁調査官の判例解説が不可欠であり、平成18年判決については、法曹時報59巻2号（平成19年2月号）に三木素子調査官の解説が掲載されたのが最初である。

したがって、平成18年判決が周知されるまでには日時を要するところ、被告は平成18年6月には契約内容を改訂し、期限の利益喪失条項が適用されるのは、利息制限法に規定する利率を超えない範囲内の利息の支払を遅滞した場合に限る旨を明記したから、平成1

8年判決以降も、被告がみなし弁済の規定の適用を受ける体制を整えていたというべきである。

#### ウ 本件取引に関する書面

(ア) 本件取引は、ATMでの取引が432で、来店取引が20、振込取引は0である。

(イ) ATM取引においては、手続の流れは次のとおりである。貸付け・返済のいずれの場合も手続としては同様であるので、返済の場合を例として説明する。

- ① カードをATMに挿入する。
- ② 利用目的（融資、返済、照会）の選択
- ③ 暗証番号の入力
- ④ 契約内容の表示があるので、内容の確認
- ⑤ 返済必要金額の内訳（利息、遅延損害金、今回請求元金、印紙代、カード再発行手数料、切手代、振込手数料）の表示があるので内容の確認
- ⑥ 紙幣投入
- ⑦ 金額確認

必要返済金額を上回る返済をする場合は「全額」を、「必要金額」のみの返済をする場合には「おつり」を押す。

- ⑧ カード返却と明細書の交付

各時期における明細書の様式は乙第2号証（明細書綴

り) 記載のとおりである。

また、提携先ATMを使用した場合については、17条書面及び18条書面が要件を満たしていない可能性がある。この場合には、被告は、顧客が取引を行った都度、翌営業日に顧客に対して17条書面又は18条書面を交付している。尤も、顧客が同居人に借入れの事実を知られたくない等の理由により、発送を望まない場合もあり、このような場合には当初の契約申込み時点で都度書面の発送可否の確認を行っており、発送拒否の顧客に対しては、顧客からの希望があれば取引から3か月間は「都度書面」を交付できることにしている。

#### (イ) 各営業店窓口での取引

原告が被告の店舗窓口で取引を行った場合には、17条書面及び18条書面を交付することをフローチャートで定めている。その流れは次のとおりである。また、店頭利用明細書の内容は乙第2号証の「店頭ご利用明細書」記載のとおりである。

- ① 顧客の来店
- ② 本人確認の上、パソコンの顧客情報に基づき、請求金額（元金・利息・遅延損害金の内訳を含む）を伝える。
- ③ 顧客からの入金に基づき、パソコンに入力

- ④ 店頭用明細書を顧客に提示し、内容を確認して貰つて署名を求める。
  - ⑤ 店舗経理担当者と入金担当者で入金内容の確認
  - ⑥ 明細書を顧客に交付
- オ 現存利益の返還

被告は悪意の受益者ではないから、その返還すべき不当利得の範囲は現存利益の限度である（民法703条）。被告は、超過利息の受領に基づき法人税を納付しており、現存利益は受領額の55%にとどまる。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点1（本件取引は一連の取引か）について

- (1) 本件取引における貸付日・入金日、貸付金・入金額については、前提事実記載のとおり、当事者間に争いがないところ、平成4年に始まった第1取引においては、原告は平成4年7月3日及び同年12月10日に各10万円、平成5年3月24日及び同年8月6日に各8万円を返済したことはあるが、それ以外の返済額の多くは3万円程度であったにもかかわらず、平成7年9月18日には、これらの返済額よりはずっと多額な70万7773円という返済をしているから、被告が指摘するように、原告において、被告との取引を終了させようとする意思が窺えないでもない。しかし、この時点で、原告が被告に対して、この意図を表明し、実際に取引を終了さ

せる手続がなされたと認めるに足りる証拠はない。

- (2) 被告は、第5準備書面においては、第1取引の基本契約書は原告に返還済みであるから提出できないと主張しているが、第2準備書面（27頁）においては、取引の基本契約書返却の問題は取引分断を考えるについては、そもそも不要と主張していたものであるし、みなし弁済の関係で重要な書面である基本契約書について、これを返還する場合に、写しも取らず、基本契約書返還の際に相手方から受領の書面若しくは少なくとも交付を示す内部文書も作らないのは不合理であるから、被告の主張はたやすく採用しがたい。
- (3) 被告は、カードについても平成7年9月18日の時点で原告から返却を受けたと主張するが、これを裏付ける証拠は存在しない。被告の第3準備書面においては、カードの返却は取引の分断とは関係がないとの主張をしており、この記載内容によれば、むしろ、契約が解消された以上、カードの返却がなくてもいいのだと主張していると思われる。そして、その基本契約解消の要件について、被告は、第2準備書面（28頁）において、「債務が完済となり当事者間の債権債務関係が解消されれば、それと同時に契約関係は終了するというべきであり、それ以上、積極的な解約手続は要求されない。」と主張しているのであるから、被告の当時の主張は、債務が完済されたことだけで契約が終了したというものであ

り、この主張によれば、被告においては、基本契約が終了してもカードの返却を求めるという明確な取扱要領は存在しなかったと考えられ、結局、原告に対してカードの返却がなされたと認めるべき証拠は存在しないというべきである。尤も、乙第3号証によれば、平成7年12月15日に、原告は、被告の仙台支店に対してと考えられるが、「申込みカード」という文書を作成し、その際に新たなカードを受領していることが認められ、被告はこれが同年9月にカードの返却を受けた証拠である旨主張する。しかし、前記のとおり、被告が取引終了の際にカードの返却を受けるという処理を慣行的に行っていなかったと考えられる以上、カードが紛失した可能性もあるし、また、乙第3号証の記載内容と弁論の趣旨によれば、原告は株式会社に勤務しているが、仙台の営業所に単身赴任し、住所も変わったと認められるから、今までと同じように借り入れができるかどうか確認するために、被告の営業所を訪問し、その際に被告において、別個のカードを発行することにした可能性もあるのであって、乙第3号証の記載によって、平成7年9月18日の時点でカードの返却を受けたとまでは認められない。

(4) 結局、平成7年9月18日の時点で、原告としては、被告との取引を止めるつもりで弁済した可能性はあるが、それに基づき、原・被告間で当時の基本契約を解約するとの合意を

したとまでは認めるに足りない。そして、被告が当時締結していた基本契約は、被告の主張によれば、乙第1号証の綴り番号7の契約書であり、この契約書は期間5年で、契約限度額及び利用限度額の範囲内で反復継続して借入れができるというものと考えられるから、被告の帳簿上の残高が0となつたとしても、そのことから当然に契約が終了するものではない。契約を解約する手続が行われたと認めるに足りない以上、平成7年9月18日以降も第1基本契約に基づく契約関係は継続していたものと認めることができる。

- (5) 被告は、平成7年12月15日の時点で新たな契約が締結されたと主張するが、新たな契約書は証拠として提出されておらず、乙第3号証（申込みカード）は、前記のように転勤に伴う原告側の事情の変更を示すために提出された可能性を払拭できない。被告は新たな信用調査が行われたと主張するが、これを裏付ける証拠は提出されていない。
- (6) そうすると、本件取引は平成7年9月又は12月の段階で分断されるものではなく、その前後を通じて一連一体の取引であると解するのが相当である。したがって、分断を前提とする被告の消滅時効の主張は理由がない。

## 2 爭点2（悪意の受益者について）

- (1) 被告は、貸金業者が、17条書面及び18条書面を交付する一般的な業務体制を構築していなかった場合以外は、悪意

の受益者と推定されないとするのが平成21年判決の趣旨である旨主張する。しかし、平成21年判決は、平成19年判決の基本的な考え方を肯定した上で、平成18年判決の示した期限の利益喪失特約下での超過利息の支払についての任意性否定の考え方について、同判決以前には最高裁の判例はなく、下級審の裁判例や学説においてもむしろ少数説で、任意性を肯定するのがむしろ多数であったことを認定して、利益喪失特約と任意性の関係については平成19年判決の判示する特段の事情があると認めたものであって、貸金業者の一般的な業務体制によって、個別の立証を必要とせず、悪意の受益者との推定が排除されたものではない。このことは、平成21年判決が、平成18年判決の言渡し日以前の支払について、任意性の関係でみなし弁済の適用はないが、任意性以外のみなし弁済規定の適用要件の充足の有無、充足しない要件との関係で悪意の受益者と推定されるか否か検討の必要があるとして原審に事件を差し戻したことからも明らかというべきである。

(2) 本件取引は、平成4年5月18日から行われているところ、乙第2号証によれば、当時の被告のATM明細書には、「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」の記載がないことが明らかである。当時の貸金業の規制等に関する法律(平成18年法律第115号による改正後の法律の名称は

「貸金業法」で、改正の前後を通じて「貸金業法」というが、改正前の同法を特に指すときには「貸金業規制法」ということがある。）には、リボルビング払いについての17条書面及び18条書面についての記載方法の定めがなかったが、支払方法を変更することによってみなし弁済の適用を緩和する自由を貸金業者に与えるのは、一定の条件を満たした場合に初めて本来無効である超過利息の支払を有効とするみなし弁済の規定の立法趣旨に反するから、前記の各事項についてリボルビング払いについての特則がないのは、これに関する記載が不要であることを示すものではないというべきである。そのことを明示したのが平成17年判決であるが、同判決が言い渡される以前においても、前記各事項又はこれに準ずる事項の記載を不要とする見解及び判決が多数であったと認めに足りない。そして、被告が、「返済期間及び返済回数」及び各回の「返済金額」の記載に準じる事項を自社のATM明細書に記載するようになったのは、被告の主張によても平成14年8月というのであり、少なくとも、これ以前の支払についてはみなし弁済の規定はないというべきである。そして、別紙「利息計算書」によれば、平成14年8月時点までみなし弁済の適用がないとすれば、この頃には、原告の被告からの借入金はほぼ消滅し、過払金が生じていたのであって、それ以後については、17条書面や18条書面を交付し

ていたとしても、法律上認められる債権額との乖離は著しいものであって、到底みなし弁済に必要な書面としての効力を認めることはできない。

(3) したがって、本件取引においては、被告については、平成19年判決の判示する特段の事情は認めることができず、悪意の受益者と推定されるものというべきである。

### 3 結論

以上の次第で、本件取引は全体を通じて一連の取引と解することができ、また、被告は本件取引を通じて悪意の受益者と認めるべきであるから、利息制限法の制限利息を超過する弁済について元本充当を行い、過払いが生じた場合に、これ以降の貸付けがあれば、これに充当処理を行うと、原告の提出に係る別紙「利息計算書」記載のとおり、最終取引日である平成21年12月15日時点で過払金が173万9809円、未払の過払金利息が8万9049円となる。よって、原告の請求は、被告に対し、これらの過払金元金及び過払金利息並びに前記過払金元金に対する平成21年12月16日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払いを求める限度で理由がある、すなわち原告の請求は全部理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

裁判官 富川照雄

## 利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		利息制限		法直計		累計		過払い利息計算		残元金 (一)は過払 い残元金 額
				自 ~	至	年月に該 当する日 数	年月に該 当する日 数	利利息制限 率	利利息	元金入金 額	繰越利息 等(累計)	利息	初日利息	
1	H4.5.18	200,000		20,000	H4.5.19 ~ H4.5.26	8	8	18.00%	786			19,214		200,000
2	H4.5.26		20,000	H4.5.27 ~ H4.6.25	30	30	18.00%	2,667			17,333			180,786
3	H4.6.25		20,000	H4.6.26 ~ H4.7.3	8	8	18.00%	643			99,357			163,453
4	H4.7.3	100,000	H4.6.26 ~ H4.7.28	25	25	18.00%	788			19,212				64,096
5	H4.7.28	20,000	H4.7.4 ~ H4.8.26	29	29	18.00%	640			19,360				44,884
6	H4.8.26	20,000	H4.7.29 ~ H4.8.26	8	8	18.00%	100			100				25,524
7	H4.9.3	70,000	H4.8.27 ~ H4.9.3	2	2	18.00%	93			39,807				95,524
8	H4.9.5	40,000	H4.9.4 ~ H4.9.5	23	23	18.00%	630			19,370				55,717
9	H4.9.28	20,000	H4.9.6 ~ H4.9.28	5	5	18.00%	89			89				36,347
10	H4.10.3	80,000	H4.9.29 ~ H4.10.3	23	23	18.00%	1,316			8,595				116,347
11	H4.10.26	10,000	H4.10.4 ~ H4.10.26	23	23	18.00%	1,695			13,305				107,752
12	H4.11.27	15,000	H4.10.27 ~ H4.11.27	32	32	18.00%	232			232				94,447
13	H4.12.2	70,000	H4.11.28 ~ H4.12.2	5	5	18.00%	647			99,121				164,447
14	H4.12.10	100,000	H4.12.3 ~ H4.12.10	8	8	18.00%	481			49,519				65,326
15	H4.12.25	50,000	H4.12.11 ~ H4.12.25	15	15	18.00%	27			257				15,807
16	H5.1.27	10,000	H4.12.26 ~ H5.1.27	33	6	27	18.00%			9,743				6,064
17	H5.2.19	40,000	H5.1.28 ~ H5.2.19	23	23	18.00%	68			68				46,064
18	H5.2.25	10,000	H5.2.20 ~ H5.2.25	6	6	18.00%	136			9,796				36,268
19	H5.2.26	60,000	H5.2.26 ~ H5.2.26	1	1	18.00%	17			17				96,268
20	H5.3.22	80,000	H5.2.27 ~ H5.3.22	24	24	18.00%	1,139			1,156				176,268
21	H5.3.22	3,339	H5.3.23 ~ H5.3.22			18.00%				2,183				174,085
22	H5.3.22	310,000	H5.3.23 ~ H5.3.22			18.00%								484,085
23	H5.3.24	80,000	H5.3.23 ~ H5.3.24	2	2	18.00%	477			79,523				404,562
24	H5.4.13	20,000	H5.3.25 ~ H5.4.13	20	20	18.00%	3,990			3,990				424,562
25	H5.4.15	30,000	H5.4.14 ~ H5.4.15	2	2	18.00%	418			4,408				454,562
26	H5.4.27	25,000	H5.4.16 ~ H5.4.27	12	12	18.00%	2,690			17,902				436,660
27	H5.4.30	40,000	H5.4.28 ~ H5.4.30	3	3	18.00%	646			646				476,660
28	H5.5.27	30,000	H5.5.1 ~ H5.5.27	27	27	18.00%	6,346			23,008				453,652
29	H5.6.28	23,000	H5.5.28 ~ H5.6.28	32	32	18.00%	7,159			15,841				437,811
30	H5.7.5	20,000	H5.6.29 ~ H5.7.5	7	7	18.00%	1,511							457,811
31	H5.7.27	25,000	H5.7.6 ~ H5.7.27	22	22	18.00%	4,966			18,523				439,288
32	H5.8.6	80,000	H5.7.28 ~ H5.8.6	10	10	18.00%	2,166			77,834				361,454
33	H5.8.27	20,000	H5.8.7 ~ H5.8.27	21	21	18.00%	3,743			16,257				345,197
34	H5.9.10	50,000	H5.8.28 ~ H5.9.10	14	14	18.00%	2,383			2,383				395,197
35	H5.9.27	21,000	H5.9.11 ~ H5.9.27	17	17	18.00%	3,313			15,304				379,893
36	H5.9.30	1,300	H5.9.28 ~ H5.9.30	3	3	18.00%	562			738				379,155

引き直し(アイフル)

## 利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利 息 計 算 期 間		期間 至 自	利 息 計 算 期 間	利 息	利 息	利 息	利 息	利 息	利 息	過払い利息計算		残元金 (一)は過払 い残元金 元金入金額	
				利 息	計 算 期 間		利 息	利 息	利 息	利 息	利 息	利 息	利 息	利 息	利 息	利 息	
37	H5.9.30	200,000		H5.10.1	~ H5.9.30			18.00%	1,142	1,142							579,155
38	H5.10.4	70,000		H5.10.1	~ H5.10.4	4		4	18.00%	7,683		21,175					649,155
39	H5.10.28		30,000	H5.10.5	~ H5.10.28	24		24	18.00%	8,671		21,329					627,980
40	H5.11.25		30,000	H5.10.29	~ H5.11.25	28		28	18.00%	9,573		21,427					606,651
41	H5.12.27		31,000	H5.11.26	~ H5.12.27	32		32	18.00%	6,349		6,349					585,224
42	H6.1.18	20,000		H5.12.28	~ H6.1.18	22		22	18.00%	1,193		7,542					605,224
43	H6.1.22	20,000		H6.1.19	~ H6.1.22	4		4	18.00%	1,142							625,224
44	H6.1.27		30,000	H6.1.23	~ H6.1.27	5		5	18.00%	1,541		20,917					604,307
45	H6.2.26		30,000	H6.1.28	~ H6.2.26	30		30	18.00%	8,940		21,060					583,247
46	H6.3.28		30,000	H6.2.27	~ H6.3.28	30		30	18.00%	8,628		21,372					561,875
47	H6.4.7	30,000		H6.3.29	~ H6.4.7	10		10	18.00%	2,770		2,770					591,875
48	H6.4.19	20,000		H6.4.8	~ H6.4.19	12		12	18.00%	3,502		6,272					611,875
49	H6.4.27		20,000	H6.4.20	~ H6.4.27	8		8	18.00%	2,413		11,315					600,560
50	H6.4.27	10,000		H6.4.28	~ H6.4.27				18.00%			10,000					590,560
51	H6.5.27		30,000	H6.4.28	~ H6.5.27	30		30	18.00%	8,737		21,263					569,297
52	H6.6.20	30,000		H6.5.28	~ H6.6.20	24		24	18.00%	6,737		6,737					599,297
53	H6.6.27		31,000	H6.6.21	~ H6.6.27	7		7	18.00%	2,068		22,195					577,102
54	H6.7.27		30,000	H6.6.28	~ H6.7.27	30		30	18.00%	8,537		21,463					555,639
55	H6.8.29	31,000		H6.7.28	~ H6.8.29	33		33	18.00%	9,042		21,958					533,681
56	H6.9.13	30,000		H6.8.30	~ H6.9.13	15		15	18.00%	3,947		3,947					563,681
57	H6.9.27	30,000	H6.9.14	~ H6.9.27	14		14	18.00%	3,891		22,162					541,519	
58	H6.10.5	30,000		H6.9.28	~ H6.10.5	8		8	18.00%	2,136		2,136					571,519
59	H6.10.28	31,000	H6.10.6	~ H6.10.28	23		23	18.00%	6,482		22,382						549,137
60	H6.11.28	31,000	H6.10.29	~ H6.11.28	31		31	18.00%	8,395		22,605						526,532
61	H6.12.27	30,000	H6.11.29	~ H6.12.27	29		29	18.00%	7,530		22,470						504,062
62	H7.1.27	30,000	H6.12.28	~ H7.1.27	31		31	18.00%	7,705		22,295						481,767
63	H7.2.27	30,000	H7.1.28	~ H7.2.27	31		31	18.00%	7,365		22,635						459,132
64	H7.3.2	70,000	H7.2.28	~ H7.3.2	3		3	18.00%	6,779		6,779						529,132
65	H7.3.27	30,000	H7.3.3	~ H7.3.27	25		25	18.00%	6,523		22,798						506,334
66	H7.4.26	30,000	H7.3.28	~ H7.4.26	30		30	18.00%	7,490		22,510						483,824
67	H7.5.29	31,000	H7.4.27	~ H7.5.29	33		33	18.00%	7,873		23,127						460,697
68	H7.6.12	20,000	H7.5.30	~ H7.6.12	14		14	18.00%	3,180								484,184
69	H7.6.26	30,000	H7.6.13	~ H7.6.26	14		14	18.00%	3,318		23,502						457,195
70	H7.7.27	30,000	H7.6.27	~ H7.7.27	31		31	18.00%	6,989		23,011						434,184
71	H7.7.27	50,000	H7.7.28	~ H7.7.27				18.00%									484,184
72	H7.8.28	32,000	H7.7.28	~ H7.8.28	32		32	18.00%	7,640		24,360						459,824

## 利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		利回り(年率)	引直法	計	過払い利息計算		残元金 (-)は過払 い残元金額
				始日	終日				利息	初日利息	
73	H7.9.6	20,000		H7.8.29	~ H7.9.6	9	9	18.00%	2,040	2,040	479,824
74	H7.9.18		707,773	H7.9.7	~ H7.9.18	12	12	18.00%	2,839	702,894	-223,070
75	H7.12.15	100,000		H7.9.19	~ H7.12.15	88	88			-2,689,06	-125,759
76	H7.12.16		50,000	H7.12.16	~ H7.12.16	1	1		50,000	-17.23	-17
77	H7.12.21		50,000	H7.12.17	~ H7.12.21	5	5		50,000	-120.38	-137
78	H7.12.28	250,000		H7.12.22	~ H7.12.28	7	7	18.00%		-216.48	-353
79	H8.1.5		250,000	H7.12.29	~ H8.1.5	8	5	3	18.00%	249,906	-226,018
80	H8.1.25	30,000		H8.1.6	~ H8.1.25	20	20			-617.54	617
81	H8.2.1	20,000		H8.1.26	~ H8.2.1	7	7			-188	188
82	H8.2.2		20,000	H8.2.2	~ H8.2.2	1	1		20,000	-24.16	-24
83	H8.2.7		32,000	H8.2.3	~ H8.2.7	5	5		32,000	-134.44	-158
84	H8.2.18	30,000		H8.2.8	~ H8.2.18	11	11			-343.86	-501
85	H8.2.28	90,000		H8.2.19	~ H8.2.28	10	10			-272.30	-272
86	H8.2.29	30,000		H8.2.29	~ H8.2.29	1	1			-14.97	-14
87	H8.3.4	20,000		H8.3.1	~ H8.3.4	4	4			-43.50	-43
88	H8.3.6		100,000	H8.3.5	~ H8.3.6	2	2		100,000	-16.30	-16
89	H8.3.8	20,000		H8.3.7	~ H8.3.8	2	2			-43.62	-59
90	H8.3.11	30,000		H8.3.9	~ H8.3.11	3	3			-57.26	-57
91	H8.3.18	20,000		H8.3.12	~ H8.3.18	7	7			-104.97	-104
92	H8.3.19	30,000		H8.3.19	~ H8.3.19	1	1			-12.28	-12
93	H8.3.27	80,000		H8.3.20	~ H8.3.27	8	8	18.00%		-65.45	65
94	H8.3.28	20,000		H8.3.28	~ H8.3.28	1	1	18.00%	9	9	40,050
95	H8.4.2	10,000		H8.3.29	~ H8.4.2	5	5	18.00%	98	107	50,050
96	H8.4.5		130,000	H8.4.3	~ H8.4.5	3	3	18.00%	73	129,820	-79,770
97	H8.4.7	20,000		H8.4.6	~ H8.4.7	2	2			-21.80	-21
98	H8.4.12	20,000		H8.4.8	~ H8.4.12	5	5			-40.84	-40
99	H8.4.16	20,000		H8.4.13	~ H8.4.16	4	4			-21.77	-21
100	H8.4.19	30,000		H8.4.17	~ H8.4.19	3	3	18.00%		-8.14	-8
101	H8.4.24	20,000		H8.4.20	~ H8.4.24	5	5	18.00%	24	24	30,140
102	H8.4.26	100,000		H8.4.25	~ H8.4.26	2	2	18.00%	29	53	130,140
103	H8.4.29	20,000		H8.4.27	~ H8.4.29	3	3	18.00%	192	245	150,140
104	H8.5.2	20,000		H8.4.30	~ H8.5.2	3	3	18.00%	221	466	170,140
105	H8.5.5	20,000		H8.5.3	~ H8.5.5	3	3	18.00%	251	717	190,140
106	H8.5.7	110,000		H8.5.6	~ H8.5.7	2	2	18.00%	187	109,096	81,044
107	H8.5.9	30,000		H8.5.8	~ H8.5.9	2	2	18.00%	79	79	111,044
108	H8.5.13	20,000		H8.5.10	~ H8.5.13	4	4	18.00%	218	297	131,044

引き直し (アイフル)

## 利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利 息 計 算 期 間			期間 に當する日 数	利息割引 率	利 息	元金入金額	利 息 利息累計額	過払い利息計算	残元金 (-)は過払 い残元金
				自	~	至							
109	H8.5.14	100,000		H8.5.14	~	H8.5.14	1	1	18.00%	64	361		231,044
110	H8.5.20		120,000	H8.5.15	~	H8.5.20	6	6	18.00%	681	118,958		112,086
111	H8.5.25	10,000		H8.5.21	~	H8.5.25	5	5	18.00%	275	275		122,086
112	H8.5.28	10,000		H8.5.26	~	H8.5.28	3	3	18.00%	180	455		132,086
113	H8.5.30	90,000		H8.5.29	~	H8.5.30	2	2	18.00%	129	584		222,086
114	H8.6.4	10,000		H8.5.31	~	H8.6.4	5	5	18.00%	546	1,130		232,086
115	H8.6.5		100,000	H8.6.5	~	H8.6.5	1	1	18.00%	114	98,756		133,330
116	H8.6.13	20,000		H8.6.6	~	H8.6.13	8	8	18.00%	524	524		153,330
117	H8.6.20	20,000		H8.6.14	~	H8.6.20	7	7	18.00%	527	1,051		173,330
118	H8.6.21		420,000	H8.6.21	~	H8.6.21	1	1	18.00%	85	418,864		-245,534
119	H8.6.26	30,000		H8.6.22	~	H8.6.26	5	5			-167.71	-167	167
120	H8.7.2	10,000		H8.6.27	~	H8.7.2	6	6			-176.80	-176	-205,877
121	H8.7.5		40,000	H8.7.3	~	H8.7.5	3	3		40,000	-84,38	-84	-245,877
122	H8.7.27	20,000		H8.7.6	~	H8.7.27	22	22			-738.97	-822	822
123	H8.7.30	140,000		H8.7.28	~	H8.7.30	3	3			-92.91	92	-86,791
124	H8.7.31	20,000		H8.7.31	~	H8.7.31	1	1			-11.86	-11	11
125	H8.8.2	10,000		H8.8.1	~	H8.8.2	2	2			-18.25	-18	18
126	H8.8.6		160,000	H8.8.3	~	H8.8.6	4	4		160,000	-31.05	-31	-216,820
127	H8.8.8		39,901	H8.8.7	~	H8.8.8	2	2			39,901	-59.24	-90
128	H8.12.12	100,000		H8.8.9	~	H8.12.12	126	126			-4,418.97	-4,508	4,508
129	H8.12.14		100,000	H8.12.13	~	H8.12.14	2	2			100,000	-44.05	-44
130	H9.1.8		223	H8.12.15	~	H9.1.8	25	17	8		223	-892.96	-936
131	H9.2.13	50,000		H9.1.9	~	H9.2.13	36	36			-1,289.35	-2,225	-2,225
132	H9.2.14	30,000		H9.2.14	~	H9.2.14	1	1			-29.27	-29	-183,706
133	H9.2.17	50,000		H9.2.15	~	H9.2.17	3	3			-75.50	-75	-133,781
134	H9.2.23	20,000		H9.2.18	~	H9.2.23	6	6			-109.96	-109	-113,890
135	H9.2.24	30,000		H9.2.24	~	H9.2.24	1	1			-15.60	-15	-83,905
136	H9.2.26	30,000		H9.2.25	~	H9.2.26	2	2			-22.99	-22	-53,927
137	H9.2.28	80,000		H9.2.27	~	H9.2.28	2	2	18.00%		-14.77	-14	26,059
138	H9.3.5	130,000		H9.3.1	~	H9.3.5	5	5	18.00%	64	64		156,059
139	H9.3.6		170,000	H9.3.6	~	H9.3.6	1	1	18.00%	76	169,860		-13,801
140	H9.3.14	30,000		H9.3.7	~	H9.3.14	8	8	18.00%		-15.12	-15	15
141	H9.3.17	30,000		H9.3.15	~	H9.3.17	3	3	18.00%	23	23		46,184
142	H9.3.18	30,000		H9.3.18	~	H9.3.18	1	1	18.00%	45			76,184
143	H9.3.19		340,000	H9.3.19	~	H9.3.19	1	1	18.00%	37	339,918		-263,734
144	H9.3.25	30,000		H9.3.20	~	H9.3.25	6	6			-216.77	-216	216
													-233,950

:引き直し (アイフル)

利息計算

## 利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利 息 計 算		制 限		法 引 直 計 算		過払い利息計算		残元金 (-)は過払 い残元金 元金入金額
				利 息	計 算	期 間	期 間	利 息 制 限	利 息	元 金 入 金	利 息	
自	~	至		同 年 に 平 年 に 挙 る 日 敷	同 年 に 平 年 に 挙 る 日 敷	総(累計)	額	利 息	利 息	利 息	利 息	
145	H9.3.26	20,000	H9.3.26	1	1					-32.05	-32	-213,982
146	H9.3.28	30,000	H9.3.27	~ H9.3.28	2	2			-58.63	-58	-184,040	
147	H9.3.30	60,000	H9.3.29	~ H9.3.30	2	2			-50.42	-50	-124,090	
148	H9.4.2	1,079	H9.3.31	~ H9.4.2	3	3			-51.00	-50	-125,169	
149	H9.4.2	854,000	H9.4.3	~ H9.4.14	12	12	18.00%	4,312	5,688			723,093
150	H9.4.14	10,000	H9.4.3	~ H9.4.15	23	23	18.00%	8,201	31,799			691,294
151	H9.5.7	40,000	H9.4.15	~ H9.5.7	23	23	18.00%	340	340			711,294
152	H9.5.8	20,000	H9.5.8	~ H9.5.8	1	1	18.00%	340				681,806
153	H9.6.6	40,000	H9.5.9	~ H9.6.6	29	29	18.00%	10,172	29,488			642,565
154	H9.7.8	50,000	H9.6.7	~ H9.7.8	32	32	18.00%	10,759	39,241			692,565
155	H9.7.18	50,000	H9.7.9	~ H9.7.18	10	10	18.00%	3,168	3,168			662,563
156	H9.8.7	40,000	H9.7.19	~ H9.8.7	20	20	18.00%	6,830	30,002			692,563
157	H9.8.7	30,000	H9.8.8	~ H9.8.7			18.00%					662,809
158	H9.9.6	40,000	H9.8.8	~ H9.9.6	30	30	18.00%	10,246	29,754			682,809
159	H9.9.16	20,000	H9.9.7	~ H9.9.16	10	10	18.00%	3,268	3,268			653,148
160	H9.10.7	40,000	H9.9.17	~ H9.10.7	21	21	18.00%	7,071	29,661			673,148
161	H9.10.7	20,000	H9.10.8	~ H9.10.7			18.00%					643,438
162	H9.11.7	40,000	H9.10.8	~ H9.11.7	31	31	18.00%	10,290	29,710			653,438
163	H9.11.7	10,000	H9.11.8	~ H9.11.7			18.00%					663,438
164	H9.12.3	10,000	H9.11.8	~ H9.12.3	26	26	18.00%	8,378	8,378			673,438
165	H9.12.3	10,000	H9.12.4	~ H9.12.3			18.00%					642,812
166	H9.12.6	40,000	H9.12.4	~ H9.12.6	3	3	18.00%	996	30,626			662,812
167	H9.12.6	20,000	H9.12.7	~ H9.12.6			18.00%					632,944
168	H10.1.6	40,000	H9.12.7	~ H10.1.6	31	31	18.00%	10,132	29,868			652,944
169	H10.1.19	20,000	H10.1.7	~ H10.1.19	13	13	18.00%	4,057	4,057			622,796
170	H10.2.6	40,000	H10.1.20	~ H10.2.6	18	18	18.00%	5,795	30,148			642,796
171	H10.2.10	20,000	H10.2.7	~ H10.2.10	4	4	18.00%	1,228	1,228			611,631
172	H10.3.6	40,000	H10.2.11	~ H10.3.6	24	24	18.00%	7,607	31,165			641,631
173	H10.3.11	30,000	H10.3.7	~ H10.3.11	5	5	18.00%	1,508	1,508			611,365
174	H10.4.6	40,000	H10.3.12	~ H10.4.6	26	26	18.00%	8,226	30,266			631,365
175	H10.4.12	20,000	H10.4.7	~ H10.4.12	6	6	18.00%	1,808	1,808			600,645
176	H10.5.6	40,000	H10.4.13	~ H10.5.6	24	24	18.00%	7,472	30,720			620,645
177	H10.5.12	20,000	H10.5.7	~ H10.5.12	6	6	18.00%	1,777				590,073
178	H10.6.6	40,000	H10.5.13	~ H10.6.6	25	25	18.00%	7,651	30,572			610,073
179	H10.6.6	20,000	H10.6.7	~ H10.6.6			18.00%					579,098
180	H10.7.6	40,000	H10.6.7	~ H10.7.6	30	30	18.00%	9,025	30,975			

## 利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		法定期間		引直計算		過払い利息計算		残元金 (一)は過払 い残元金
				利 息 自 由 ～	利 息 計 算 自 由 ～	利 息 制 限 期 間 至 至	利 息 制 限 期 間 至 至	利 息 法 定 期 間 至 至	利 息 法 定 期 間 至 至	利 息 率 5% 利 息 初 日 利 息 利 息 累 計 元 金 入 金 額 (累計)	利 息 率 5% 利 息 未 清 切 り 合 て	
181	H10.7.6	30,000		H10.7.7	～ H10.7.6			18.00%	9,311	30,689		609,098
182	H10.8.6	40,000		H10.7.7	～ H10.8.6	31	31	18.00%				578,409
183	H10.8.6	20,000		H10.8.7	～ H10.8.6			18.00%				598,409
184	H10.9.5	40,000		H10.8.7	～ H10.9.5	.30	30	18.00%	8,853	31,147		567,262
185	H10.9.22	20,000		H10.9.6	～ H10.9.22	17	17	18.00%	4,755	4,755		587,262
186	H10.10.5	38,000		H10.9.23	～ H10.10.5	13	13	18.00%	3,764	29,481		557,781
187	H10.10.20	26,000		H10.10.6	～ H10.10.20	15	15	18.00%	4,126			583,781
188	H10.11.5	40,000		H10.10.21	～ H10.11.5	16	16	18.00%	4,606	31,268		552,513
189	H10.11.9	20,000		H10.11.6	～ H10.11.9	4	4	18.00%	1,089	1,089		572,513
190	H10.12.4	40,000		H10.11.10	～ H10.12.4	25	25	18.00%	7,058	31,853		540,660
191	H10.12.4	20,000		H10.12.5	～ H10.12.4			18.00%				560,660
192	H11.1.4	40,000		H10.12.5	～ H11.1.4	31	31	18.00%	8,571	31,429		529,231
193	H11.1.18	26,000		H11.1.5	～ H11.1.18	14	14	18.00%	3,653	3,653		555,231
194	H11.2.4	49,000		H11.1.19	～ H11.2.4	17	17	18.00%	4,654	31,693		523,538
195	H11.2.4	22,000		H11.2.5	～ H11.2.4			18.00%				545,538
196	H11.3.4	40,000		H11.2.5	～ H11.3.4	28	28	18.00%	7,532	32,468		513,070
197	H11.3.4	24,000		H11.3.5	～ H11.3.4			18.00%				537,070
198	H11.4.4	40,000		H11.3.5	～ H11.4.4	31	31	18.00%	8,210	31,790		505,280
199	H11.4.4	20,000		H11.4.5	～ H11.4.4			18.00%				525,280
200	H11.5.6	40,000		H11.4.5	～ H11.5.6	32	32	18.00%	8,289	31,711		493,569
201	H11.5.6	20,000		H11.5.7	～ H11.5.6			18.00%				513,569
202	H11.6.6	40,000		H11.5.7	～ H11.6.6	31	31	18.00%	7,851	32,149		481,420
203	H11.6.6	24,000		H11.6.7	～ H11.6.6			18.00%				505,420
204	H11.7.6	40,000		H11.6.7	～ H11.7.6	30	30	18.00%	7,477	32,523		472,897
205	H11.7.6	20,000		H11.7.7	～ H11.7.6			18.00%				492,897
206	H11.8.5	40,000		H11.7.7	～ H11.8.5	30	30	18.00%	7,292	32,708		460,189
207	H11.8.5	20,000		H11.8.6	～ H11.8.5			18.00%				480,189
208	H11.9.6	40,000		H11.8.6	～ H11.9.6	32	32	18.00%	7,577	32,423		447,766
209	H11.9.6	26,000		H11.9.7	～ H11.9.6			18.00%				473,766
210	H11.10.6	40,000		H11.9.7	～ H11.10.6	30	30	18.00%	7,009	32,991		440,775
211	H11.10.6	20,000		H11.10.7	～ H11.10.6			18.00%				460,775
212	H11.11.5	40,000		H11.10.7	～ H11.11.5	30	30	18.00%	6,816	33,184		427,591
213	H11.11.5	25,000		H11.11.6	～ H11.12.6	31	31	18.00%	6,919	33,081		419,510
214	H11.12.6	40,000		H11.11.6	～ H11.12.8	2	2	18.00%	413	413		439,510
215	H11.12.8	20,000		H11.12.7	～ H12.1.5	28	23	18.00%	6,065	11,126		428,384
216	H12.1.5	17,604		H11.12.9	～ H12.1.5	28	5	18.00%				

## 利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		期 間 至	利 息 自 ~	利 息 計	法	引 直	計	過払い利息計算			利 息 元金入金額	利 息 初日利息	利 息累計	元金入金額	利 息 満切り捨て	残元金 (-)は過払 い、残元金
				利 息 計 算	期 間							利 息 等(累計)	利 息 額	利 息 率5%	利 息 額	利 息 額	利 息 率5%	利 息 額	利 息 額	
217	H12.1.5	22,396	H12.1.6 ~ H12.1.5						18.00%	6,389		22,396								405,988
218	H12.2.6	40,000	H12.1.6 ~ H12.2.6			32	32		18.00%	6,389		33,611								372,377
219	H12.2.6	40,000	H12.2.7 ~ H12.2.6						18.00%	5,881		31,091								412,377
220	H12.3.6	36,972	H12.2.7 ~ H12.3.6			29	29		18.00%											381,286
221	H12.3.6	26,000	H12.3.7 ~ H12.3.6						18.00%											407,286
222	H12.4.5	40,000	H12.3.7 ~ H12.4.5			30	30		18.00%	6,009		33,991								373,295
223	H12.4.5	20,000	H12.4.6 ~ H12.4.5						18.00%											393,295
224	H12.5.5	40,000	H12.4.6 ~ H12.5.5			30	30		18.00%	5,802		34,198								369,097
225	H12.6.5	40,000	H12.5.6 ~ H12.6.5			31	31		18.00%	5,474		34,526								324,571
226	H12.6.19	40,000	H12.6.6 ~ H12.6.19			14	14		18.00%	2,234										364,571
227	H12.7.5	40,000	H12.6.20 ~ H12.7.5			16	16		18.00%	2,868		34,898								329,673
228	H12.7.9	30,000	H12.7.6 ~ H12.7.9			4	4		18.00%	648		648								359,673
229	H12.8.5	40,000	H12.7.10 ~ H12.8.5			27	27		18.00%	4,775		34,577								325,096
230	H12.8.5	20,000	H12.8.6 ~ H12.8.5						18.00%											345,096
231	H12.9.5	40,000	H12.8.6 ~ H12.9.5			31	31		18.00%	5,261		34,739								310,357
232	H12.9.6	20,000	H12.9.6 ~ H12.9.6			1	1		18.00%	152		152								330,357
233	H12.10.4	40,000	H12.9.7 ~ H12.10.4			28	28		18.00%	4,549		35,299								295,096
234	H12.10.19	20,000	H12.10.5 ~ H12.10.19			15	15		18.00%	2,176										315,096
235	H12.11.4	20,000	H12.10.20 ~ H12.11.4			16	16		18.00%	2,479		15,345								299,713
236	H12.12.4	40,000	H12.11.5 ~ H12.12.4			30	30		18.00%	4,421		35,579								264,134
237	H12.12.4	30,000	H12.10.5 ~ H12.12.4						18.00%											294,134
238	H13.1.4	40,000	H12.12.5 ~ H13.1.4			31	27		4	18.00%	4,485		35,515							258,619
239	H13.1.11	20,000	H13.1.5 ~ H13.1.11			7	7		18.00%	892		892								278,619
240	H13.2.5	40,000	H13.1.12 ~ H13.2.5			25	25		18.00%	3,435		35,673								242,946
241	H13.2.5	20,000	H13.2.6 ~ H13.2.5						18.00%											262,946
242	H13.3.5	40,000	H13.2.6 ~ H13.3.5			28	28		18.00%	3,630		36,370								226,576
243	H13.4.4	40,000	H13.3.6 ~ H13.4.4			30	30		18.00%	3,352		36,648								189,928
244	H13.4.4	20,000	H13.4.5 ~ H13.4.4						18.00%											209,928
245	H13.4.19	30,000	H13.4.5 ~ H13.4.19			15	15		18.00%	1,552										239,928
246	H13.5.7	90,000	H13.4.20 ~ H13.5.7			18	18		18.00%	2,129		86,319								153,609
247	H13.5.15	20,000	H13.5.8 ~ H13.5.15			8	8		18.00%	606										173,609
248	H13.6.6	40,000	H13.5.16 ~ H13.6.6			22	22		18.00%	1,883		37,511								136,098
249	H13.6.6	50,000	H13.6.7 ~ H13.6.6						18.00%											186,098
250	H13.6.14	60,000	H13.6.7 ~ H13.6.14			8	8		18.00%	734		59,266								126,832
251	H13.6.16	80,000	H13.6.15 ~ H13.6.16			2	2		18.00%	125										206,832
252	H13.7.6	50,000	H13.6.17 ~ H13.7.6			20	20		18.00%	2,039		47,836								153,996

## 利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		期間 自 ~ 至	利 息 率 に 基 づ る 日 数	利 息 制 限 に 基 づ る 日 数	利 息 率 に 基 づ る 日 数	利息		元金入金額	過払い利息計算		利 息 未 満 切 り捨 て	(一)は過払 い、残元金 額	
				利 息 計	利 息 制 限					利 息 率	利 息 等 (累 計)		利 息 率	利 息 等 (累 計)			
253	H13.7.10	20,000		H13.7.7 ~ H13.7.10	4		4	18.00%	313	313							178,996
254	H13.7.14	10,000		H13.7.11 ~ H13.7.14	4		4	18.00%	353	666							188,996
255	H13.8.5	40,000	H13.7.15 ~ H13.8.5	22		22	18.00%	2,050		37,284							151,712
256	H13.8.5	29,000	H13.8.6 ~ H13.8.5				18.00%										180,712
257	H13.8.11	80,000	H13.8.6 ~ H13.8.11	6		6	18.00%	534		79,466							101,246
258	H13.8.20	30,000	H13.8.12 ~ H13.8.20	9		9	18.00%	449		449							131,246
259	H13.8.24	20,000	H13.8.21 ~ H13.8.24	4		4	18.00%	258		707							151,246
260	H13.9.5	40,000	H13.8.25 ~ H13.9.5	12		12	18.00%	895		38,398							112,848
261	H13.9.5	53,000	H13.9.6 ~ H13.9.5				18.00%										165,848
262	H13.10.5	40,000	H13.9.6 ~ H13.10.5	30		30	18.00%	2,453		37,547							128,301
263	H13.10.5	20,000	H13.10.6 ~ H13.10.5				18.00%										148,301
264	H13.11.1	60,000	H13.10.6 ~ H13.11.1	27		27	18.00%	1,974		58,026							90,275
265	H13.11.6	30,000	H13.11.2 ~ H13.11.6	5		5	18.00%	222		29,778							60,497
266	H13.11.15	74,000	H13.11.7 ~ H13.11.15	9		9	18.00%	268		268							134,497
267	H13.12.6	40,000	H13.11.16 ~ H13.12.6	21		21	18.00%	1,392		38,340							96,157
268	H13.12.6	20,000	H13.12.7 ~ H13.12.6				18.00%										116,157
269	H14.1.6	40,000	H13.12.7 ~ H14.1.6	31		31	18.00%	1,775		38,225							77,932
270	H14.1.23	20,000	H14.1.7 ~ H14.1.23	17		17	18.00%	653		653							97,932
271	H14.2.5	40,000	H14.1.24 ~ H14.2.5	13		13	18.00%	627		38,720							59,212
272	H14.2.5	27,000	H14.2.6 ~ H14.2.5				18.00%										86,212
273	H14.3.5	30,000	H14.2.6 ~ H14.3.5	28		28	18.00%	1,190		28,810							57,402
274	H14.3.5	10,000	H14.3.6 ~ H14.3.5				18.00%										67,402
275	H14.4.4	40,000	H14.3.6 ~ H14.4.4	30		30	18.00%	997		39,003							54,399
276	H14.4.4	26,000	H14.4.5 ~ H14.4.4				18.00%										15,257
277	H14.5.6	40,000	H14.4.5 ~ H14.5.6	32		32	18.00%	858		39,142							35,257
278	H14.5.6	20,000	H14.5.7 ~ H14.5.6				18.00%										28,399
279	H14.6.6	40,000	H14.5.7 ~ H14.6.6	31		31	18.00%	538		39,462							54,399
280	H14.6.6	20,000	H14.6.7 ~ H14.6.6				18.00%										15,795
281	H14.7.6	40,000	H14.6.7 ~ H14.7.6	30		30	18.00%	233		39,767							15,257
282	H14.7.6	25,000	H14.7.7 ~ H14.7.6				18.00%										-4,205
283	H14.8.5	40,000	H14.7.7 ~ H14.8.5	30		30	18.00%	15		39,985							15,795
284	H14.8.5	20,000	H14.8.6 ~ H14.8.5				18.00%										-23,972
285	H14.8.11	70,000	H14.8.6 ~ H14.8.11	6		6											1,028
286	H14.8.16	69,000	H14.8.12 ~ H14.8.16	5		5											-38,957
287	H14.9.7	40,000	H14.8.17 ~ H14.9.7	22		22											-60,032
288	H14.9.7	24,000		H14.9.8 ~ H14.9.7													-60,032

書算計息利

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間	期間	法			直			計			算			過払い利息計算		
						利	息	計	利	法	利	率	利	法	利	率	利	法		
289	H14.10.10		60,000	H14.9.8 ~ H14.10.10	33								60,000	-163.16			-163		-96,092	
290	H14.10.18	30,000		H14.10.11 ~ H14.10.18	8								-105.31		-268	268	-66,360			
291	H14.10.22	10,000		H14.10.19 ~ H14.10.22	4								-36.36		-36	36	-56,396			
292	H14.11.11		40,000	H14.10.23 ~ H14.11.11	20								-154.51		-154	154	-76,550			
293	H14.11.11	20,000		H14.11.12 ~ H14.11.11									50,000	-314.59		-314	-126,550			
294	H14.12.11		50,000	H14.11.12 ~ H14.12.11	30								-104.01		-418	418	-96,968			
295	H14.12.17	30,000		H14.12.12 ~ H14.12.17	6								40,000	-318.80		-318	-136,968			
296	H15.1.10		40,000	H14.12.18 ~ H15.1.10	24								20,000	-60.98		-60	-111,286			
297	H15.1.10	26,000		H15.1.11 ~ H15.1.10									30,000	-462.26		-462	-146,363			
298	H15.1.14		20,000	H15.1.11 ~ H15.1.14	4								40,000	-537.64		-537	-131,286			
299	H15.1.15	15,000		H15.1.15 ~ H15.1.15	1								30,000	-17.98		-77	-116,363			
300	H15.2.13		30,000	H15.1.16 ~ H15.2.13	29								30,000	-695.66		-695	-170,825			
301	H15.2.13	16,000		H15.2.14 ~ H15.2.13									40,000	-656.11		-656	-171,057			
302	H15.3.15		40,000	H15.2.14 ~ H15.3.15	30								40,000	-856.78		-856	-149,362			
303	H15.3.15	22,000		H15.3.16 ~ H15.3.15									30,000	-695.66		-695	-179,362			
304	H15.4.18		30,000	H15.3.16 ~ H15.4.18	34								40,000	-956.92		-956	-171,057			
305	H15.4.18	9,000		H15.4.19 ~ H15.4.18									40,000	-656.11		-656	-211,057			
306	H15.5.16		40,000	H15.4.19 ~ H15.5.16	28								40,000	-771.42		-771	-187,713			
307	H15.5.16	24,000		H15.5.17 ~ H15.5.16									40,000	-856.78		-856	-227,713			
308	H15.6.15		40,000	H15.5.17 ~ H15.6.15	30								40,000	-956.92		-956	-208,484			
309	H15.6.15	20,000		H15.6.16 ~ H15.6.15									40,000	-856.78		-856	-248,484			
310	H15.7.15		40,000	H15.6.16 ~ H15.7.15	30								40,000	-956.92		-956	-225,340			
311	H15.7.15	24,000		H15.7.16 ~ H15.7.15									40,000	-656.11		-656	-265,340			
312	H15.8.15		40,000	H15.7.16 ~ H15.8.15	31								40,000	-856.78		-856	-246,296			
313	H15.8.15	20,000		H15.8.16 ~ H15.8.15									40,000	-656.11		-656	-286,296			
314	H15.9.14		40,000	H15.8.16 ~ H15.9.14	30								40,000	-856.78		-856	-362,308			
315	H15.9.14	25,000		H15.9.15 ~ H15.9.14									40,000	-956.92		-956	-302,308			
316	H15.10.15		40,000	H15.9.15 ~ H15.10.15	31								40,000	-656.11		-656	-341,624			
317	H15.10.15	20,000		H15.10.16 ~ H15.10.15									40,000	-856.78		-856	-323,421			
318	H15.11.15		40,000	H15.10.16 ~ H15.11.15	31								40,000	-956.92		-956	-301,624			
319	H15.11.15	23,000		H15.11.16 ~ H15.11.15									40,000	-656.11		-656	-341,624			
320	H15.12.15		40,000	H15.11.16 ~ H15.12.15	30								40,000	-856.78		-856	-382,223			
321	H15.12.15	22,000		H15.12.16 ~ H15.12.15									40,000	-956.92		-956	-360,863			
322	H16.1.15		40,000	H15.12.16 ~ H16.1.15	31								40,000	-656.11		-656	-342,223			
323	H16.1.15	20,000		H16.1.16 ~ H16.2.15	31								40,000	-856.78		-856	-382,223			
324	H16.2.15		40,000	H16.1.16 ~ H16.2.15	31								40,000	-956.92		-956	-323,421			

28

利 息 計 算 書

10 / 13

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間		期間 自 ～ 至	法定に 該する日 数	法定に 該する日 数	利息制限 法利率	利息 額	過越利息 等(累計)	元金入金 額	利息計算		利 息 額	利息 率5%、円未満切り捨て 元金入金額	利 息 額	利息 率5%、円未満切り捨て 元金入金額		
				H16.2.16	～	H16.2.15	H16.2.16	～	H16.3.15	29	29		H16.2.16	～	H16.2.15	40,000	-1,424.93	-1,449	-359,672	
325	H16.2.15	24,000																-1,424	1,449	-359,672
326	H16.3.15	40,000																-1,613	1,613	-399,672
327	H16.3.15	20,000																-1,613	1,613	-381,096
328	H16.4.15	40,000																-1,613	1,613	-421,096
329	H16.4.15	25,000																-1,629	1,629	-397,709
330	H16.5.15	50,000																-1,629	1,629	-447,709
331	H16.5.15	30,000																-1,629	1,629	-419,338
332	H16.6.15	50,000																-1,775	1,775	-469,338
333	H16.6.15	30,000																-1,807	1,807	-441,113
334	H16.7.15	40,000																-1,807	1,807	-481,113
335	H16.7.15	26,000																-1,997	1,997	-456,920
336	H16.8.16	40,000																-1,997	1,997	-496,920
337	H16.8.16	20,000																-1,997	1,997	-478,917
338	H16.9.15	50,000																-1,962	1,962	-528,917
339	H16.9.15	34,000																-1,962	1,962	-496,879
340	H16.10.15	25,000																-2,036	2,036	-521,879
341	H16.10.15	25,000																-2,036	2,036	-546,879
342	H16.10.15	30,000																-2,036	2,036	-518,915
343	H16.11.15	40,000																-2,197	2,197	-558,915
344	H16.11.15	20,000																-2,197	2,197	-541,112
345	H16.12.15	40,000																-2,217	2,217	-581,112
346	H16.12.15	25,000																-2,217	2,217	-558,329
347	H17.1.14	40,000																-2,291	2,291	-598,329
348	H17.1.14	20,000																-2,291	2,291	-580,620
349	H17.2.15	40,000																-2,545	2,545	-620,620
350	H17.2.15	25,000																-2,545	2,545	-598,165
351	H17.3.15	40,000																-2,294	2,294	-638,165
352	H17.3.15	20,000																-2,294	2,294	-620,459
353	H17.4.14	40,000																-2,549	2,549	-660,459
354	H17.4.14	26,000																-2,549	2,549	-637,008
355	H17.5.14	40,000																-2,617	2,617	-677,008
356	H17.5.14	20,000																-2,617	2,617	-659,625
357	H17.6.14	40,000																-2,801	2,801	-699,625
358	H17.6.14	24,000																-2,801	2,801	-678,426
359	H17.7.15	40,000																-2,880	2,880	-718,426
360	H17.7.15	20,000																-2,880	2,880	-701,306

## 利息計算書

番号	年月日	借入金額	返済額	利息計算期間			期間			法直計算			過払い利息計算			残元金
				自	~	至	限	法定年に平年に該する日数	法定年に平年に該する日数	利	利息	繰越利息等(累計)	元金入金額	利	利息	
361	H17.8.15	40,000	H17.7.16 ~ H17.8.15	31	31					40,000	-2,978.15			2,978		-741,306
362	H17.8.15	20,000	H17.8.16 ~ H17.8.15							40,000	-3,075.73			2,978	2,978	-724,284
363	H17.9.15	40,000	H17.8.16 ~ H17.9.15	31	31					40,000	-3,075.73			3,075	3,075	-764,284
364	H17.9.15	20,000	H17.9.16 ~ H17.9.15							40,000	-3,071.34			3,071	3,071	-747,359
365	H17.10.15	40,000	H17.9.16 ~ H17.10.15	30	30					40,000	-3,071.34			3,071	3,071	-787,359
366	H17.10.15	20,000	H17.10.16 ~ H17.10.15							40,000	-3,166.15			3,166	3,166	-810,430
367	H17.11.14	40,000	H17.10.16 ~ H17.11.14	30	30					40,000	-3,166.15			3,166	3,166	-783,596
368	H17.11.14	30,000	H17.11.15 ~ H17.11.14							40,000	-3,220.26			3,220	3,220	-823,596
369	H17.12.14	40,000	H17.11.15 ~ H17.12.14	30	30					40,000	-3,220			3,220	3,220	-806,816
370	H17.12.14	20,000	H17.12.15 ~ H17.12.14							40,000	-3,536.73			3,536	3,536	-846,816
371	H18.1.15	40,000	H17.12.15 ~ H18.1.15	32	32					40,000	-3,536.73			3,536	3,536	-830,352
372	H18.1.15	20,000	H18.1.16 ~ H18.1.15							20,000	-3,526.15			3,526	3,526	-850,352
373	H18.2.15	20,000	H18.1.16 ~ H18.2.15	31	31					30,000	-3,261.62			6,787	6,787	-880,352
374	H18.3.15	30,000	H18.2.16 ~ H18.3.15	28	28					30,000	-3,261.62			120,60	120,60	-868,259
375	H18.3.16	19,000	H18.3.16 ~ H18.3.16	1	1					40,000	-3,568.19			3,568	3,568	-908,259
376	H18.4.15	40,000	H18.3.17 ~ H18.4.15	30	30					40,000	-3,568.19			3,568	3,568	-891,827
377	H18.4.15	20,000	H18.4.16 ~ H18.4.15							40,000	-3,665.04			3,665	3,665	-931,827
378	H18.5.15	40,000	H18.4.16 ~ H18.5.15	30	30					40,000	-3,665			3,665	3,665	-915,492
379	H18.5.15	20,000	H18.5.16 ~ H18.5.15							40,000	-3,762.30			3,762	3,762	-955,492
380	H18.6.14	40,000	H18.5.16 ~ H18.6.14	30	30					40,000	-3,762.30			3,762	3,762	-933,254
381	H18.6.14	26,000	H18.6.15 ~ H18.6.14							40,000	-4,090.98			4,090	4,090	-973,254
382	H18.7.16	40,000	H18.6.15 ~ H18.7.16	32	32					40,000	-4,090.98			4,090	4,090	-957,344
383	H18.7.16	20,000	H18.7.17 ~ H18.7.16							40,000	-3,934.29			3,934	3,934	-997,344
384	H18.8.15	40,000	H18.7.17 ~ H18.8.15	30	30					40,000	-4,243.65			4,243	4,243	-981,278
385	H18.8.15	20,000	H18.8.16 ~ H18.8.15							40,000	-4,032.65			4,032	4,032	-1,021,278
386	H18.9.14	40,000	H18.8.16 ~ H18.9.14	30	30					40,000	-4,032.65			4,032	4,032	-999,310
387	H18.9.14	26,000	H18.9.15 ~ H18.9.14							40,000	-4,243.65			4,243	4,243	-1,030,310
388	H18.10.15	40,000	H18.9.15 ~ H18.10.15	31	31					40,000	-4,032.65			4,032	4,032	-1,063,553
389	H18.10.15	20,000	H18.10.16 ~ H18.11.15	31	31					40,000	-4,346.59			4,346	4,346	-1,047,899
390	H18.11.15	40,000	H18.10.16 ~ H18.11.15							40,000	-4,346.59			4,346	4,346	-1,087,899
391	H18.11.15	20,000	H18.11.16 ~ H18.12.15	30	30					40,000	-4,306.43			4,306	4,306	-1,066,205
392	H18.12.15	40,000	H18.12.16 ~ H18.12.15							40,000	-4,527.72			4,527	4,527	-1,106,205
393	H18.12.15	26,000	H18.12.16 ~ H19.1.15	31	31					40,000	-4,527.72			4,527	4,527	-1,090,732
394	H19.1.15	40,000	H19.1.16 ~ H19.1.15							40,000	-4,631.88			4,631	4,631	-1,130,732
395	H19.1.15	20,000	H19.1.16 ~ H19.2.15	31	31					40,000	-4,631.88			4,631	4,631	
396	H19.2.15	40,000	H19.1.16 ~ H19.2.15							40,000	-4,631.88					

利 息 計 算 書

12 / 13

番号	年月日	借入金額	返済額	利 息 計 算 期 間		期間 当する日数	利息制限 相当する日数	利 息	元金入金 額	過払い利息計算		残元金 (-)は過払 い残元金 の元金額
				自 由 ～	至 限			利 息 利 息	額	利 息	額	
397	H19.2.15	20,000		H19.2.16	～ H19.2.15	28	28			30,000	-4,278.10	-4,278
398	H19.3.15	30,000		H19.2.16	～ H19.3.15							-4,278
399	H19.3.15	17,000		H19.3.16	～ H19.3.15	31	31			30,000	-4,809.85	-4,809
400	H19.4.15	30,000		H19.3.16	～ H19.4.15							-4,809
401	H19.4.15	10,000		H19.4.16	～ H19.4.15	30	30			30,000	-4,756.64	-4,756
402	H19.5.15	30,000		H19.4.16	～ H19.5.15							-4,756
403	H19.5.15	14,000		H19.5.16	～ H19.5.15	31	31			30,000	-5,003.34	-5,003
404	H19.6.15	30,000		H19.5.16	～ H19.6.15							-5,003
405	H19.6.15	10,000		H19.6.16	～ H19.6.15	30	30			30,000	-4,944.69	-4,944
406	H19.7.15	30,000		H19.6.16	～ H19.7.15							-4,944
407	H19.7.15	10,000		H19.7.16	～ H19.7.15	31	31			30,000	-5,215.44	-5,215
408	H19.8.15	30,000		H19.7.16	～ H19.8.15							-5,215
409	H19.8.15	16,000		H19.8.16	～ H19.8.15	31	31			30,000	-5,297.04	-5,297
410	H19.9.15	30,000		H19.8.16	～ H19.9.15							-5,297
411	H19.9.15	12,000		H19.9.16	～ H19.9.15	31	31			30,000	-5,221.91	-5,221
412	H19.10.15	30,000		H19.9.16	～ H19.10.15	30	30					-5,221
413	H19.10.15	10,000		H19.10.16	～ H19.10.15					30,000	-5,503.08	-5,503
414	H19.11.15	30,000		H19.10.16	～ H19.11.15	31	31					-5,503
415	H19.11.15	10,000		H19.11.16	～ H19.11.15					30,000	-5,430.37	-5,430
416	H19.12.15	30,000		H19.11.16	～ H19.12.15	30	30					-5,430
417	H19.12.15	10,000		H19.12.16	～ H19.12.15	31	31			30,000	-5,711.81	-5,711
418	H20.1.15	30,000		H19.12.16	～ H20.1.15	31	15	16				-5,711
419	H20.1.15	19,000		H20.1.16	～ H20.1.15					30,000	-5,774.51	-5,774
420	H20.2.15	30,000		H20.1.16	～ H20.2.15	31	31					-5,774
421	H20.2.15	17,000		H20.2.16	～ H20.2.15	29	29			30,000	-5,476.34	-5,476
422	H20.3.15	30,000		H20.2.16	～ H20.3.15							-5,476
423	H20.3.15	18,000		H20.3.16	～ H20.3.15					30,000	-5,928.03	-5,928
424	H20.4.15	30,000		H20.3.16	～ H20.4.15	31	31					-5,928
425	H20.4.15	17,000		H20.4.16	～ H20.4.15					30,000	-5,814.38	-5,814
426	H20.5.15	30,000		H20.4.16	～ H20.5.15	30	30					-5,814
427	H20.5.15	18,000		H20.5.16	～ H20.5.15					30,000	-6,083.63	-6,083
428	H20.6.15	30,000		H20.5.16	～ H20.6.15	31	31					-6,083
429	H20.6.15	17,000		H20.6.16	～ H20.6.15					30,000	-5,965.59	-5,965
430	H20.7.15	30,000		H20.6.16	～ H20.7.15	30	30					-5,965
431	H20.7.15	18,000		H20.7.16	～ H20.8.15	31	31			30,000	-6,240.53	-6,240
432	H20.8.15	30,000		H20.7.16	～ H20.8.15							

引き直し (アイフル)

利息計算

## 利 息 計 算 書

番号	年月日	借入金額	返済額	利 息 計 算 期 間		期間 自 ~ 至	利 息 制 限 法	利 息 算	直 計	利 息 等(累計)	元 金 入 金 額	利 息 率 5%, 円未満切り捨て 利 息 利 息 累 計	残 元 金 (-)は過払 い残元金 額入金額
				平年に該 する日 数	平年に該 する日 数								
433	H20.8.15	17,000		H20.8.16 ~ H20.8.15								-6,240	-1,492,810
434	H20.9.15		30,000	H20.8.16 ~ H20.9.15	31	31				30,000	-6,322.01	-6,322	-1,522,810
435	H20.9.15	17,000		H20.9.16 ~ H20.9.15								-6,322	-1,512,132
436	H20.10.15		30,000	H20.9.16 ~ H20.10.15	30	30				30,000	-6,197.26	-6,197	-1,542,132
437	H20.10.15	18,000		H20.10.16 ~ H20.10.15								-6,197	-1,530,329
438	H20.11.15		30,000	H20.10.16 ~ H20.11.15	31	31				30,000	-6,480.90	-6,480	-1,560,329
439	H20.11.15	17,000		H20.11.16 ~ H20.11.15								-6,480	-1,549,809
440	H20.12.15		30,000	H20.11.16 ~ H20.12.15	30	30				30,000	-6,351.68	-6,351	-1,579,809
441	H21.1.15	14,000		H20.12.16 ~ H21.1.15	31	16	15			14,000	-6,699.32	-13,050	-1,593,809
442	H21.2.15	14,000		H21.1.16 ~ H21.2.15	31	31				14,000	-6,768.23	-19,818	-1,607,809
443	H21.3.15		13,000	H21.2.16 ~ H21.3.15	28	28				13,000	-6,166.94	-25,984	-1,620,809
444	H21.4.15		13,000	H21.3.16 ~ H21.4.15	31	31				13,000	-6,882.89	-32,866	-1,633,809
445	H21.5.16	15,000		H21.4.16 ~ H21.5.16	31	31				15,000	-6,938.09	-39,804	-1,648,809
446	H21.6.15		13,000	H21.5.17 ~ H21.6.15	30	30				13,000	-6,775.93	-46,579	-1,661,809
447	H21.7.15		13,000	H21.6.16 ~ H21.7.15	30	30				13,000	-6,829.35	-53,408	-1,674,809
448	H21.8.15		13,000	H21.7.16 ~ H21.8.15	31	31				13,000	-7,112.20	-60,520	-1,687,809
449	H21.9.15	13,000		H21.8.16 ~ H21.9.15	31	31				13,000	-7,167.41	-67,687	-1,700,809
450	H21.10.15		13,000	H21.9.16 ~ H21.10.15	30	30				13,000	-6,989.63	-74,676	-1,713,809
451	H21.11.15	13,000		H21.10.16 ~ H21.11.15	31	31				13,000	-7,277.82	-81,953	-1,726,809
452	H21.12.15		13,000	H21.11.16 ~ H21.12.15	30	30				13,000	-7,096.48	-89,049	-1,739,809

これは正本である。

平成22年12月24日

神戸地方裁判所尼崎支部第2民事部

裁判所書記官 大津 正広